

令和5年度版

地域集会施設 維持管理費補助金

申請の手引き

～自治会館や集会室の維持管理費、有料の会議室等の利用料に関する補助金です～
※今年度から新規で補助金交付を希望される自治会は、事前に地域づくり推進課にご連絡ください。



■お問い合わせ

所沢市役所 地域づくり推進課

〒359-8501 所沢市並木1-1-1

☎ 04-2998-9083

✉ a9083@city.tokorozawa.lg.jp

今年度のポイント

① 令和 2 年度より対象としていた感染症予防対策用の消耗品・備品については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となったことから今年度より対象外となります

② まちづくりセンターで出張受付を行います

③ 申請後、1か月程度でお振込みします

④ 申請締め切りは**令和6年3月31日**までです

※補助金上限額に達している場合、申請締め切り以前の申請も可能です

※令和6年3月31日は日曜となるため、令和6年3月29日までの提出にご協力をお願いいたします

目次

1 補助メニューと補助金額.....	1
2 補助対象となる経費.....	2
3 提出書類.....	3
4 提出先.....	3
5 出張受付.....	4
6 補助金交付の流れ.....	5
7 よくある質問.....	5
8 記入例.....	9

🔍 サイト内検索

集会施設維持管理費補助金

検索

▲市のホームページからも申請書等のダウンロードができます。

*市のホームページ右上から検索。



1 補助メニューと補助金額

補助額 = 補助対象経費 × 補助率 (3分の2) *千円未満は切り捨て

補助メニュー	施設の形態	補助率	補助金上限額
① 集会施設の維持管理費	単独施設 (下記参照)	3分の2	80,000 円
	併設施設 (下記参照)		40,000 円
② 集会施設の借地料・借家料 (所沢市が所有する土地や建物に対する借地料・借家料は除く)			40,000 円
③ 会議室借り上げ料 (集会施設を維持管理していない団体が対象)		3分の2	10,000 円

* ①と②の補助は併用できます。その場合、補助額は①と②の合算額となります。

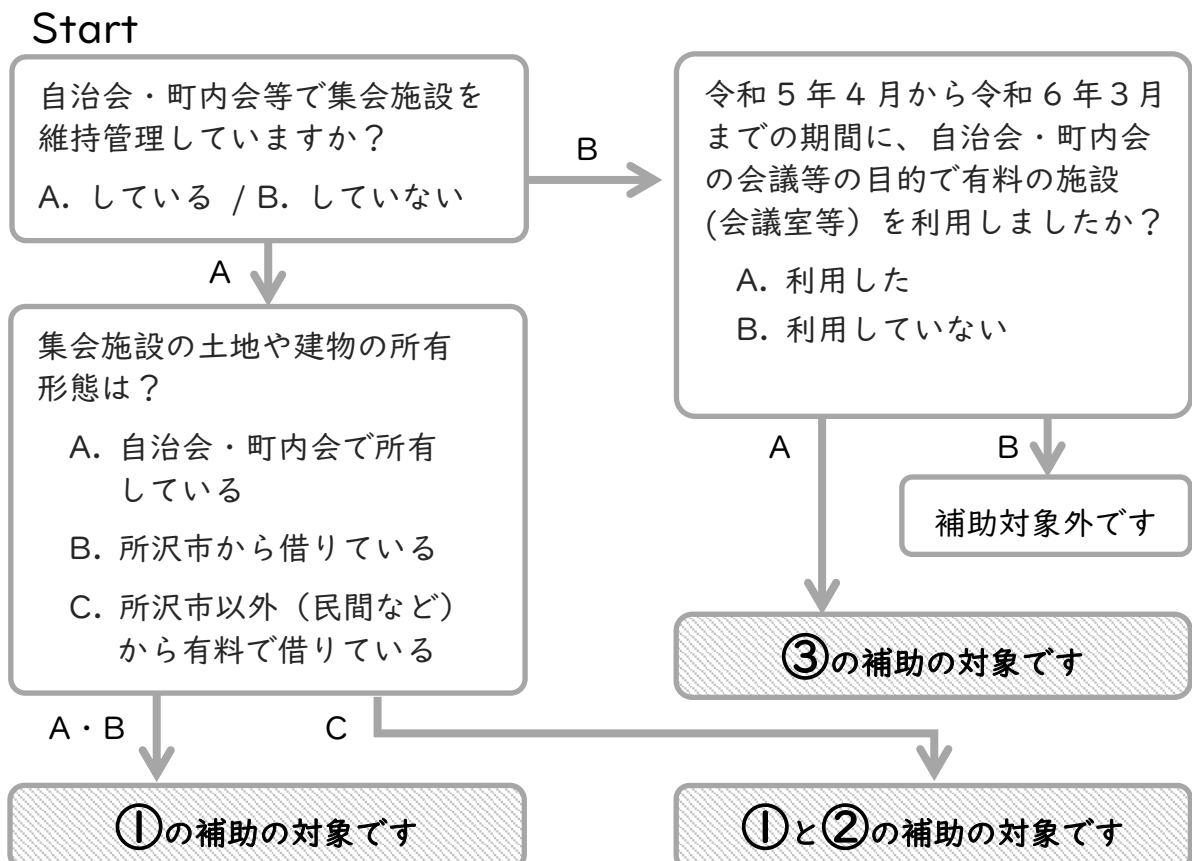
* ③は他の項目と併用できません。

●施設の形態について

単独施設：集会所として単独で設置、建設されている施設

併設施設：マンションの一室など集合住宅の中に設置されている施設
および建物内に管理人室などを併設している施設

判別チャート



2 補助対象となる経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った下記の経費

補助の区分		補助対象経費
① 集会施設の 維持管理費	単独施設	(1) 借地料・借家料 *所沢市が所有する土地建物の借料も含む (2) 光熱水費（電気／水道／ガス／灯油等） (3) 電話料 (4) インターネット回線料 (5) 建物の保険料
	併設施設	(6) 浄化槽管理費 (7) 軽微な修繕費用 (8) 施設の維持管理に必要な消耗品・備品の 購入費 (9) クリーニング費・点検費 (下記「注意事項」参照)
② 集会施設の借地料・借家料 * 所沢市が所有する土地や建物に対する 借地料・借家料は除く		所沢市以外に支払った借地料・借家料 * 所沢市が所有する土地や建物の借料は除く
③ 会議室借り上げ料 * 集会施設を維持管理していない団体が 対象		会議室等の借上げに要する経費

注意事項

- 借地料・借家料について、所有者への謝礼は対象になりません。
- 保険料は火災保険などの建物に関するものが対象で、割戻金や積立金、個人賠償責任保険は対象になりません。*申請の際には保険証券等で内容を確認させていただきます。
- 光熱水費の電気は、集会施設の電気料金が対象で、防犯灯の電気料は対象になりません。
- 消耗品購入費の対象は、以下の消耗品のみです。
 - (1) 電球・蛍光灯 (2) 襖紙、障子紙・網戸の網 (3) 報知器・探知機類(火災・煙・ガス)
 - (4) 消火器 (5) 非常用懐中電灯
- 備品購入費の対象は、以下の備品のみです。
 - (1) 冷暖房機(エアコン・扇風機・ヒーター・ストーブ 等(持ち運べる物も対象))
 - (2) 換気扇・据え付けのコンロ(ガス・IH・電気)・ガス湯沸かし器
 - (3) 棚(食器棚・書類棚等) (4) 畳・カーペット (5) カーテン・ブラインド
 - (6) ドア・襖・障子・サッシ・雨戸・網戸 (7) 照明器具
- 電話料・インターネット回線料は自治会館に設置された固定の電話及び固定のインターネット設備のみを対象とします。
- クリーニング費・点検費は、以下の内容が対象となります。
 - クリーニング費：外部業者に委託した清掃費用。空調機、カーテン、会館の定期的な清掃等
 - 点検費：会館内の設備、備品の点検費用。空調機、防災設備等
- 併設施設では、自治会・町内会の利用分のみ補助対象となり、マンションの管理組合活動分・管理人室での利用分は補助対象になりません。そのため利用頻度や面積比、構成人数等で、補助対象経費を按分していただく必要があります。詳しくは、地域づくり推進課にご相談ください。

3 提出書類

- ① 集会施設の維持管理費
- ② 集会施設の借地料・借家料
(所沢市が所有する土地や建物に対する借地料・借家料は除く)
- ③ 会議室借り上げ料 (集会施設を維持管理していない団体が対象)

○必須 / ●対象の団体のみ / - 不要

	①	②	③
1 地域集会施設維持管理費補助金交付申請書兼請求書	○	○	○
2 地域集会施設維持管理費内訳書	○	-	-
支払がわかる書類 (領収書の写し) *通帳への自動印字で引落先が確認できる場合は、「通帳の写し」を領収書の代わりとします。該当箇所にマーカー等で目印をしてください。また口座名義が確認できるよう通帳表紙の写しも添付してください。	○	○	○
経費を按分する場合、按分根拠がわかるもの (任意の様式) 4 *複数の団体で一つの会館を使用している場合 *マンションの管理人室が併設されている場合 など	●	-	-
5 保険料を申請する場合、「保険証書」「契約書」など保険の種類・保険料がわかるもの (領収書または通帳の写しの添付も必要です)	●	-	-

4 提出先

所沢市役所 地域づくり推進課 (市役所5階) または 各地区まちづくりセンター

* まちづくりセンターでは、出張受付(後述)を除き、受け取りのみとなります。

* 内容や金額を確認するため、窓口でお待ちいただく事がありますのでお時間に余裕をもつてご来庁願います。

5 出張受付

下記の日程で地域づくり推進課の職員が各まちづくりセンターに伺い、申請書の確認と受付業務を行います。「書類の書き方がわからない」「質問したいことがある」などの場合にも、ご都合に合わせてご利用ください。

***建設総務課による「防犯灯維持管理費補助金」の出張受付と同じ日程・会場です。**

*下記日程以外でも、地域づくり推進課では随時受付をしております。

*お住まいの地区以外のまちづくりセンターでも、申請は可能です。

	日時	場所
1	令和6年1月9日 (火) 9:30-11:30	所沢まちづくりセンター 学習室1・2号
2	令和6年1月10日 (水) 9:30-11:30	並木まちづくりセンター 研修室2号
3	令和6年1月11日 (木) 9:30-11:30	山口まちづくりセンター 学習室3号
4	令和6年1月12日 (金) 9:30-11:30	新所沢まちづくりセンター 学習室4号
5	令和6年1月15日 (月) 9:30-11:30	吾妻まちづくりセンター 学習室1号
6	令和6年1月17日 (水) 9:30-11:30	富岡まちづくりセンター 会議室3号
7	令和6年1月18日 (木) 9:30-11:30	小手指まちづくりセンター 学習室4号
8	令和6年1月19日 (金) 9:30-11:30	新所沢東まちづくりセンター 研修室3号
9	令和6年1月22日 (月) 9:30-11:30	松井まちづくりセンター 会議室2・3号
10	令和6年1月23日 (火) 9:30-11:30	三ヶ島まちづくりセンター 学習室3号
11	令和6年1月24日 (水) 9:30-11:30	柳瀬まちづくりセンター 学習室1号

6 補助金交付の流れ

申請

申請締め切り | 令和6年3月31日

※令和6年3月31日は日曜となるため、
令和6年3月29日までの提出にご協力をお願いいたします。

振込処理

市で内容を確認し、振込み処理を行います。

決定通知

交付金額や、振込日についての通知をお届けします。

振込

申請から概ね1か月以内にお振込みいたします。

*振込日に指定がある場合、申請時にお知らせください。

7 よくある質問

【 申請について 】

Q いつまでに申請すれば良いですか？

A 令和6年3月31日までに支払った経費が対象ではありますが、令和6年3月31日は日曜となるため、令和6年3月29日までの提出にご協力をお願いいたします。
3月31日までの支払い経費を申請する際は、予めご連絡をお願いいたします。
補助金上限額に達している場合、申請締め切り以前の申請も可能です。

Q 3月に支払った経費の領収書が4月にならないと届きませんがどうすれば良いですか？

A 提出時期などを個別に対応させていただきますので、予めご相談ください。
補助金上限額に達している場合、申請締め切り以前の申請も可能です。

Q 1年間分 全ての補助対象経費を積算して申請しなければいけませんか？

A いいえ、年間分の積算でなくても申請は可能です。補助金上限額に到達した場合、それ以降の支払い分は補助額に影響しないので、3月を待たずに申請する自治会が多いです。

【 施設の形態について 】

Q マンションの敷地内に集会室の建物が単独で建っていて、その建物には管理人室が併設されている場合は単独施設として申請できますか？

A いいえ、管理人室が併設されている場合は併設施設として申請いただきます。また、管理人室部分の維持管理費や管理組合の会議等で利用した光熱水費等は補助対象経費には含まれません。

【 補助金の対象の範囲（補助対象経費）について 】

Q 令和6年3月分の電気料金を令和6年4月に支払いますが、その経費は補助対象になりますか？

A 令和5年度(今年度分)の申請の対象にはなりません。使用月に関わらず、毎年4月1日から翌年3月31日までに実際に支払った経費をその年度の補助対象経費としますので、令和6年4月の支払い分は令和6年度(次年度分)の補助対象経費となります。

Q 支払が完了していない見込み額で申請することはできますか？

A いいえ、見込み額では申請できません。また今後使用予定の会議室の利用料などで、返金の可能性がある費用も補助対象経費には含まれません。

Q 光熱水費の「お知らせ」などで、翌月の支払予定金額が確認できますが、この金額で申請することはできますか？

A いいえ、申請できません。見込み額と同じ扱いとしているので、含まれません。口座振替済（領収済）のお知らせにて申請ください。

Q 会館の清掃を業者に委託している場合、その費用は補助対象になりますか？

A はい、なります。申請には委託業者からの領収書が必要になります。また委託内容が分かる書類(業者との契約書等)の写しをお願いする場合がありますのでご注意ください。

Q コピー機の購入費用やリース代は補助対象になりますか？

A いいえ、なりません。

Q 玄関マットやトイレトペーパーなど、自治会館内で使った消耗品は全て補助対象になりますか？

A 自治会館内で使った消耗品であったとしても、2ページ目「注意事項」で記載されていない商品は対象になりません。

“自治会館から持ち出して、自宅等で使えるもの”は含まれないとお考えください。

Q 電話料・インターネット回線料について携帯電話や持ち運び可能なポケット Wi-Fi 等は補助対象になりますか？

A いいえ。なりません。消耗品同様“自治会館から持ち出して、自宅等で使えるもの”は含められないとお考えください。

Q 新型コロナウイルス感染予防対策用の消耗品・備品は補助対象になりますか？

A 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更となったことから、感染症予防対策用の消耗品・備品については今年度より対象外となります。

【 添付する領収書について 】

Q 領収書の写しはカラーコピーが良いですか？

A 白黒コピーで問題ありません。

Q 光熱水費分の申請については、領収書と通帳の写しの両方を提出した方がいいですか？

A 通帳への自動印字で引落先が確認できる場合は、どちらか片方でかまいません。

「通帳の写し」を領収書の代わりとしますので、2重で申請いただく必要はありません。

なお、通帳の写しを添付する場合、該当か所にマーカー等で目印をしてください。また口座名義が確認できるよう通帳表紙の写しも添付してください。

Q 商品の領収書ではなく、レシートの添付でも申請できますか？

A はい、可能です。レシートでも「領収書」という印字があれば、申請の際の添付資料とすることを可能とします。それ以外の証明書については、相談の上、補助対象となるか判断させていただきます。

【 保険料の取り扱いについて 】

Q 数年分の保険料を一括払いした場合はどのように申請すれば良いですか？

A 年割り計算し、その年度の分を補助対象経費とします。

Q 保険証書や保険証券だけで申請できますか？

A 領収書の添付が必要になります。市の補助金になりますので、申し訳ありませんがご協力をお願いいたします。

【 補助金の振込について 】

Q 補助金の振込日はいつですか？

A 申請をいただいてからおよそ1か月後です。事前に団体の代表者様に通知を送付します。

Q 補助金の振込日の指定はできますか？

A 振込時期の指定は可能になりますが、日数の関係で対応できないこともありますので、申請時にご相談ください。

Q どの口座に振り込まれますか？

A 年度当初にご提出いただいた「自治会等に関する調べ」にご記入いただいた口座にお振込みします。別の口座をご希望の場合には、ご相談ください。

Q 令和5年度中（令和6年3月31日まで）に振込を希望する場合はいつまでに申請をすれば良いですか？

A 令和6年2月下旬までに申請をお願いいたします。

記入例 1

例 1) 集会所は単独施設で、土地を所沢市から借りている

	総経費	対象経費		
		補助区分① (補助上限：8万円)	補助区分② (補助上限：4万円)	補助区分③ (補助上限：1万円)
借地（市）	120,000	120,000	-	-
電気	36,000	36,000	-	-
水道	24,000	24,000	-	-
ガス	36,000	36,000	-	-
計	216,000	216,000	0	0
補助額		80,000	0	0



申請書 下部

(第 3 条第 1 号及び第 2 号関係)

単独施設
集会室 単独の建物

補助年度	令和 5 年度	施設形態	単独	併設
集会施設名	所沢自治会館			
対象経費	補助対象経費 (②の金額を差し引いた金額)	216,000 円 …①		
	借地料・借家料（市への支払を除く） ※60,000 円を超える金額は①に算入する	円 …② (上限：60,000 円)		
申請（請求）額	(1) 集会施設維持管理事業 交付申請（請求）額 (①×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	80,000 円 …③ (上限：単独 80,000 円 併設 40,000 円)		
	(2) 賃借事業 交付申請（請求）額 (②×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	円 …④ (上限：40,000 円)		
	交付申請（請求）額の合計 (③+④)	¥80,000 円		

(第 3 条第 3 号関係)

補助年度	年度
補助対象経費	円 …⑤
(3) 会議室等借上事業 交付申請（請求）額 (⑤×2/3 ※千円未満は切り捨てる)	円 (上限：10,000 円)

ここは記入しない

記入例 2

例 2) 集会所は併設施設（マンションの集会室）を利用している

	総経費	対象経費		
		補助区分① (補助上限：4万円)	補助区分② (補助上限：4万円)	補助区分③ (補助上限：1万円)
電気	36,000	36,000	-	-
水道	24,000	24,000	-	-
ガス	36,000	36,000	-	-
計	96,000	96,000	0	0
補助額		40,000	0	0



申請書 下部

(第 3 条第 1 号及び第 2 号関係)

併設施設

マンションの一室や、建物に管理人室などを併設しているもの

補助年度	令和 5 年度	施設形態	単独 ・ 併設
集会施設名	所沢自治会集会室		
対象経費	補助対象経費 (②の金額を差し引いた金額)	96,000 円 …①	
	借地料・借家料 (市への支払を除く) ※60,000 円を超える金額は①に算入する	円 …② (上限：60,000 円)	
申請(請求)額	(1) 集会施設維持管理事業 交付申請(請求)額 (①×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	40,000 円 …③ (上限：単独 80,000 円 併設 40,000 円)	
	(2) 賃借事業 交付申請(請求)額 (②×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	円 …④ (上限：40,000 円)	
	交付申請(請求)額の合計 (③+④)	¥40,000 円	

(第 3 条第 3 号関係)

補助年度	年度
補助対象経費	円 …⑤
(3) 会議室等借上事業 交付申請(請求)額 (⑤×2/3 ※千円未満は切り捨てる)	円 (上限：10,000 円)

ここは記入しない

記入例 3

例 3) 集会所は単独施設で、土地を地域の地主さんから借りている

	総経費	対象経費		
		補助区分① (補助上限：8万円)	補助区分② (補助上限：4万円)	補助区分③ (補助上限：1万円)
借地（民間）	150,000	90,000	60,000	-
電気	36,000	36,000	-	-
水道	24,000	24,000	-	-
ガス	36,000	36,000	-	-
計	246,000	186,000	60,000	0
補助額		80,000	40,000	0



申請書 下部

単独施設
集会所 単独の建物

(第 3 条第 1 号及び第 2 号関係)

補助年度	令和 5 年度	施設形態	単独 併設
集会施設名	所沢自治会館		
対象経費	補助対象経費 (②の金額を差し引いた金額)	186,000 円 …①	
	借地料・借家料（市への支払を除く） ※60,000 円を超える金額は①に算入する	60,000 円 …② (上限：60,000 円)	
申請（請求）額	(1) 集会施設維持管理事業 交付申請（請求）額 (①×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	80,000 円 …③ (上限：単独 80,000 円 併設 40,000 円)	
	(2) 賃借事業 交付申請（請求）額 (②×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	40,000 円 …④ (上限：40,000 円)	
	交付申請（請求）額の合計 (③+④)	¥120,000 円	

(第 3 条第 3 号関係)

補助年度	年度
補助対象経費	円 …⑤
(3) 会議室等借上事業 交付申請（請求）額 (⑤×2/3 ※千円未満は切り捨てる)	円 (上限：10,000 円)

ここは記入しない

記入例 4

例 4) 集会所を持っていないため、有料の会議室を利用した

	総経費	対象経費		
		補助区分① (補助上限：8万円)	補助区分② (補助上限：4万円)	補助区分③ (補助上限：1万円)
会議室利用料	30,000	-	-	30,000
計	30,000	0	0	30,000
補助額		0	0	10,000



申請書 下部

(第 3 条第 1 号及び第 2 号関係)

補助年度	令和 年度	施設形態	単独 ・ 併設
集会施設名			
対象経費	補助対象経費 (②の金額を差し引いた金額)	円 …①	
	借地料・借家料 (市への支払いを除く) ※60,000 円を超える金額は①に算入する	円 …② (上限：60,000 円)	
申請 (請求) 額	(1) 集会施設維持管理事業 交付申請 (請求) 額 (①×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	円 …③ (上限：単独 80,000 円 併設 40,000 円)	
	(2) 賃借事業 交付申請 (請求) 額 (②×2/3 ※1,000 円未満は切り捨てる)	円 …④ (上限：40,000 円)	
	交付申請 (請求) 額の合計 (③+④)	円	

(第 3 条第 3 号関係)

補助年度	令和 5 年度
補助対象経費	30,000 円 …⑤
(3) 会議室等借上事業 交付申請 (請求) 額 (⑤×2/3 ※千円未満は切り捨てる)	¥10,000 円 (上限：10,000 円)